

様式 1

申請に対する処分に係る審査基準及び標準処理期間

処 分 の 名 称		さいたま市大宮ソニック市民ホールの利用許可
根拠条例・規則等名		さいたま市大宮ソニック市民ホール条例
条 項		第7条
所 管 部 課		市民局 市民生活部 市民生活安全課（電話：048-829-1214）
審 査 基 準	基 準 （未設定の場 合はその理 由）	<p>（利用の制限）</p> <p>市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、市民ホールの利用を許可しない。</p> <p>（1）市民ホールの設置の目的に反するとき。</p> <p>（2）公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。</p> <p>（3）施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。</p> <p>（4）前3号に掲げるもののほか、市民ホールの管理上支障があるとき又は市長が適当でないと認めるとき。</p>
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成17年6月27日最終改正
標 準 処 理 期 間	期 間 （未設定の場 合はその理 由）	即日
	設定等年月日	平成13年5月1日設定 平成 年 月 日最終改正
備 考		